

○非課税対象となるもの

※国税庁のホームページより抜粋

<b>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条）</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）</li> </ul>
<b>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号）</li> <li>● 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）</li> </ul>
<b>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</b>
<p>○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学生支援緊急給付金</li> </ul> <p>○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金</li> <li>● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券</li> <li>● 東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成</li> </ul>

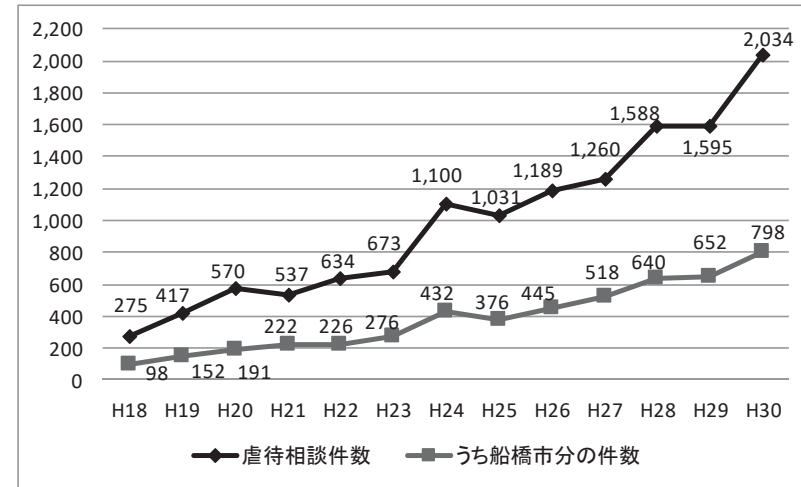
◆全額国費で、一斉・定期的PCR検査を。



日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005  
 <市議団控室☎047-436-3030 FAX047-420-7201>  
 ----- 市会議員 -----  
 岩井友子 ☎438-8647 坂井洋介 ☎404-2039  
 金沢和子 ☎422-5278 松崎さち ☎432-9317  
 神子そよ子 ☎769-7271

虐待相談件数における船橋市分の推移

県市川児童相談所における虐待相談件数の船橋市分の占める割合は約4割となっています。



「船橋市児童相談所基本構想（案）より転載」

県児童相談所船橋支所の設置で体制強化は図られるか

千葉県市川児童相談所では、増加傾向に歯止めがかからない児童虐待などに対応するため、職員の増員を行ってまいります。2018年に92名だった職員は、2020年は104人、2022年には141人体制の予定です。

突然の連絡で職員体制も不明

割合は約4割。支所が設置されることによって、船橋市の対応は維持・強化できるのでしょうか。

予定です。

しかし老朽化した施設の増員だけを続けられ、机を置くスペースさえ確保が困難になります。こうした状況を改善するとして、船橋市高瀬町にある千葉県消費者センターの3階部分に、本年10月、市川児童相談所船橋支所（以下「船橋支所」）を開設する予定です。市川児童相談所における虐待相談件数のうち、船橋市分の占める

現在の「船橋班」の体制がそのまま維持されるのかどうか、不明です。職員体制も分ならず、市川児童相談所からも離れた場所、どのように連携を行うのかなど、子どもの命にかかわる課題が多くあり、一日も早く解消する必要があります。

申告前に要チェック

コロナ関連助成金等の税法上の扱い

市民の方から「事業継続支援助成金は非課税なのか」と相談がありました。そこで市に問い合わせたところ「税務署に確認して欲しい」とのことでした。税務署に問い合わせると、給付金の目的によって課税か非課税が分かれるので「詳細は市役所に確認して欲しい」との回答でした。

国・県・市が支給している新型コロナウイルス感染症関連の助成金等はそれぞれ課税・非課税のものに分かれています。例えば国が支給した特別定額給付金（一人10万円）や子育て世帯への臨時特別給付金は非課税ですが、事業者向けの持続化給付金、小規模事業者持続化補助金、雇用調整助成金、テ

ナント賃料助成金（市独自の事業）などは課税の対象になります。市民にとって大変わかりづらい内容のため、市の担当課には「ホームページ等で市民に分かりやすく周知する必要があるのではないか」と申し入れをしました。

事業継続支援助成金とは  
 国の持続化給付金の対象とならない市内事業者の事業継続を支援するための、船橋市独自の助成金。

国税庁ホームページ



新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係

日本共産党船橋市議団主催

法律相談

3月10日(水)

4月14日(水)

弁護士が相談を受けます

労働相談も受けています

会場：中央公民館

時間：午後1時～4時

要予約 ☎436-3030